

インチキ「国民投票法」 これがマヤカシの一例だ！

マヤカシその1 「有効投票総数」の過半数

憲法96条は「国民投票で過半数の賛成を必要とする」と謳っている。つまり、賛成票が半分以上ということ。白紙などの無効票は本来「賛成できない」ことを示すものだ。「有効投票総数」方式は、改憲派のハードルをかなり低くしたものだ。さらに、最低投票率の無視は、改憲派の優遇措置でもある！

例えば100人中 改憲派32 護憲派28 無効票5 投票しない者35人 とした場合

有権者総数の場合	32	<	28	+	5	+	35	→	成立せず
投票総数の場合	32	<	28	+	5			→	成立せず
有効投票総数の場合	32	>	28					→	成立

マヤカシその2 「有料意見広告の制限」

テレビなどの有料意見広告は、投票期日前2週間は禁止。つまり、それ以前ならやりたい放題。改憲派の中心である大企業、与党などは財力豊富。多額の資金を投入して、改憲キャンペーンを大々的に行うことができる。有名タレントを使えば、無知な人間は、即改憲派になびいてしまう恐ろしさ！

マヤカシその3 「国民投票運動の禁止」

公務員や教育者は地位を利用して国民投票運動を行ってはならない、というのである。権力者は何らかの口実を作り、自治労、教職員組合の労働運動を押さえ込もうとする意図があるのか。なんと、アンフェアなことか！

戦争のための改憲反対！政府は国民投票法を撤回せよ！